

豊島区
国民健康保険課
からの
お知らせ

4月からの国民健康保険料は

年

金

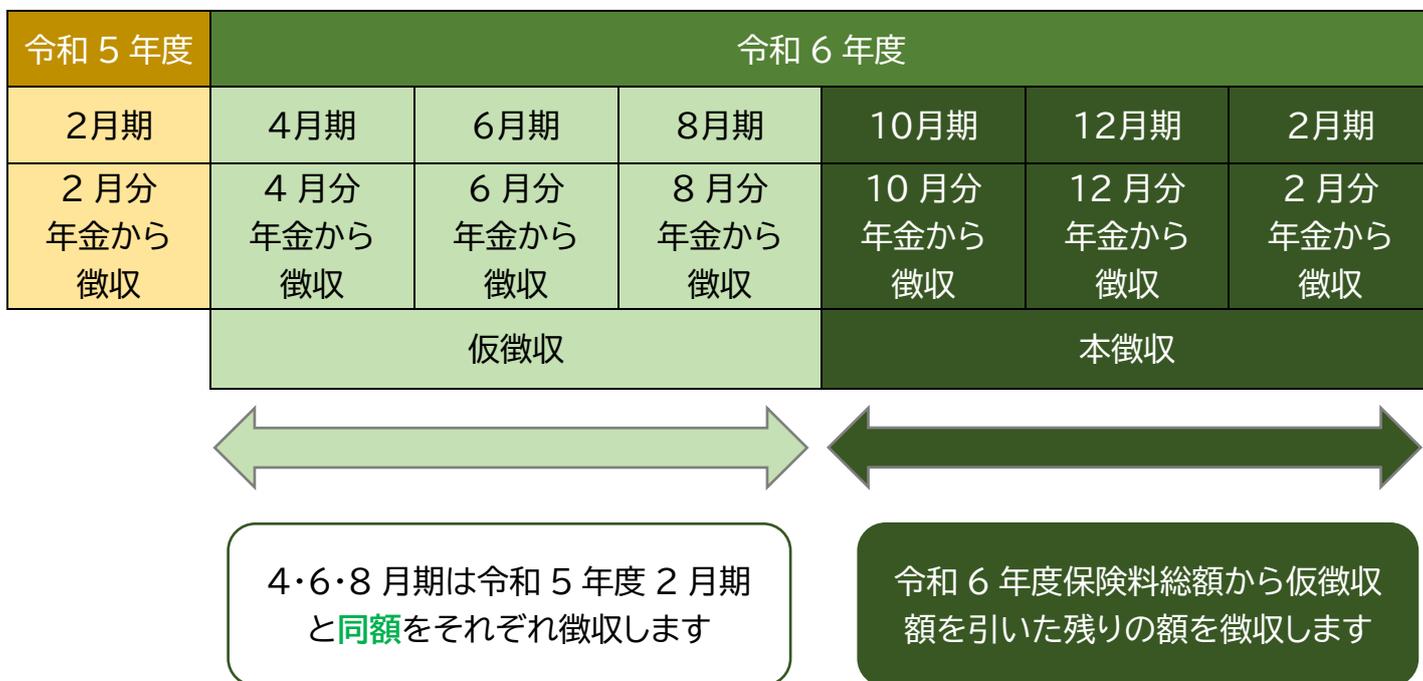
から引き落とされます

仮徴収
と
本徴収

仮徴収とは、6月に行われる令和6年度国民健康保険料計算よりも前に、あらかじめ4・6・8月期の保険料額を仮で決定し、年金から引き落とし(特別徴収)を行うことを言います。仮徴収を行う各期別の金額は、直前の2月期徴収額と同じ金額となります。

本徴収とは、6月の令和6年度国民健康保険料計算にて決定した10・12・2月期の保険料について、特別徴収を行うことを言います。本徴収を行う金額は、令和6年度年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額となります。

【仮徴収と本徴収のイメージ】



*年度途中で特別徴収が中止になった場合や保険料が増額になった場合には、納付書払い(普通徴収)となります。その場合には、別途通知をお送りいたします。

